指定保育士養成施設新規指定申請(計画)に係る必要書類一覧

添付書類	内容
1 指定保育士養成施設の設置に関す	○かがみ文及び計画書を提出すること。
る計画書	○住所及び所在地は、都道府県名から記載すること。
2 指定保育士養成施設の指定に関す	○かがみ文及び申請書を提出すること。
る申請書	○住所及び所在地は、都道府県名から記載すること。
3 保育士養成施設設置理由書	○任意の様式で提出すること。
4 設置者に関する書類	○任意の様式で提出すること。
(1)法人の寄付行為又は定款・その他規	
約	
(2)役員名簿	
(3)資産状況 (法人認可官庁に提出した	(3)令和△年度の事業概要報告書、収支決算書(貸借
前年度の事業概要報告書、収支決算書	対照表)、財産目録
及び財産目録)	
(4) 当該年度経費収支予算の細目	(4)令和△年度の事業計画、収支予算書
(5)保育士の養成について議決している	(5)法人において、養成施設の設置について議決した
旨を記載した議事録	際の議事録の抜粋 (原本証明をすること。)
5 施設長の履歴書・就任承諾書	○様式1及び施設長就任承諾書を参照すること。
6 教員調書・就任承諾書	○様式2及び就任承諾書を参照すること。
7 新学則	○内容については、別紙1を参照すること。
	任意の様式で提出すること。
8 教科目名称読み替え表	○様式3~7を参照すること。
9 授業概要	○様式8を参照すること。
[0 時間割	○様式9を参照すること。
	○各学年で作成すること。
1 学習進度計画表	○様式10を参照すること。
2 建物その他設備の規模及び構造並	
びにその図面	
(1)校舎の各室の用途及び面積、建物の	(1)建物の名称、面積や共用先については様式 11 を
配置図及び平面図 (建設予定の建物は	参照すること。
設計図)	○A3又はA4サイズで作成又は設計図等の縮小コ
	ピー
	○全体図、各階図、詳細図(各教室)を用意すること。
	○各階図にて養成施設として使用する部屋は黄色マ
	ーカーを付ける。(普通教室・実習室、事務室等)
(2)設備の概要(備品一覧)	(2)様式 12 を参照すること。
(3)図書目録(専門分野ごとに分類した もの)	(3)任意の様式で提出すること。

13 実習に利用する施設の名称及び利	
用の概要	
(1) 実習施設一覧	(1)様式 13 参照すること。
(2)実習施設の承諾書	(2)様式 14 を参照すること。
14 保育実習計画	○実習計画
	科目ごとに行う実習の段階、内容、実習施設別の期
	間、時間数、学生数、実習前後の学習に対する指導方
	法、実習記録、評価の方法等を示すものとすること。
	○実習巡回計画表
	様式例については様式15を参照すること。ただし、
	実習計画において様式15と同程度の内容の実習巡回
	計画が明記されていれば不要。
	○実習要綱又は手引き
15 指定申請に対する調査書	○指定都市を経由する場合のみ、当該市において
	作成すること。
	様式 16 を参照すること。
16 担当者の氏名・連絡先	○任意の様式で提出すること。
	○担当者名、文書の送付先、電話番号、メールアド
	レスを必ず記入すること。

書類作成上での注意事項

- ① 書類は原則A4とすること。ただし、図面(A3でも可)はその限りではない。
- ② 書類の順番は、通知において示した添付書類の順番にすること。
- ③ 各項目の区切りには、仕切紙を入れ、インデックスをはること。インデックスの番号は、添付書類番号にあわせること。

○学則に関する注意事項

	学則の主な項目	留意点	
1	設置目的		
2	名称	○学科、専攻、コース名まで明記すること。	
3	位置	○養成施設の所在地を明記すること。	
4	屋坐 在四	○昼間部、昼夜開講制は2年以上	
4 修業年限	○夜間部、昼間部定時制、通信教育部は3年以上		
		○「児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の指定保育	
5	修業教科目単位数及び	士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13	
履修方法		年厚生労働省告示第198号)に掲げる教科目・単位数を明記す	
		ること。 (細則等での明記も可)	
		○通信課程は、通信地域を明記すること。	
6	学生定員	○学生の定員は原則100人以上であること。	
		○学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者	
		○大学である場合における当該大学が学校教育法第90条第2項の	
		規定により当該大学に入学させた者	
7	入所資格	○通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以	
1 /\)	7 4/1 (2 14	外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者も含む。)	
		○文部科学大臣において上記の3つと同等以上の資格を有すると	
		認定した者	
8	単位の算定方法	○大学等設置基準に定める単位の算定方法によること。	
9	学年、学期及び休業日に	○日曜・祝日、夏季・冬季休業、創立記念日等を明記すること。	
関する事項		○学期の開始及び終了日を明記すること。	
10 部科及び課程の組織に関		 ○内容を明記すること。	
<u> </u>	する事項	ासिट गांसि १ जिंद ट °	
11	授業日時数に関する事項	○単位の算定方法を踏まえた日数及び時間数を明記すること。	
12	学習の評価に関する事項	○履修の認定方法を明記すること。	
12	于自の計画に関する事項	○追試験及び再試験の方法を明記すること。(細則等での明記も	
		可。)	
13	職員組織に関する事項	○内容を明記すること。	
14	退学、転学、休学及び卒	○内窓を明記すること	
È	業に関する事項	○内容を明記すること。	
15	授業料、入学料、その他	○内容を明記すること。	
0	の費用徴収に関する事項	○周辺地域とのバランス等を勘案し、適当な金額とすること。	
16	賞罰に関する事項	○内容を明記すること。	
17	寄宿舎に関する事項	○内容を明記すること。	